

寿工業株式会社に係る債権の弁済受領完了について

2015年9月29日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者に係る債権の弁済受領を行いましたので、公表します。

これにより、機構が再生支援対象事業者に対して保有する債権は、一切なくなりました。

なお、機構が保有する再生支援対象事業者に対する株式は、引き続き全て保有し、また、機構による新規融資枠（総額350百万円）の設定は、継続していきます。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

寿工業株式会社

2. 経緯

機構は、2013年9月13日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、以下「法」という。）第25条第4項の規定に基づき、寿工業株式会社（旧会社）に対する再生支援決定を行い、同年11月29日、法第28条第1項に基づく買取決定及び法第31条第1項に基づく出資決定をしました。

また、機構は、2014年2月1日、寿工業株式会社（旧会社）が上記再生支援決定時に定められた事業再生計画に沿って会社分割を行った際、5億円の現金出資等により、寿工業株式会社（新会社）の議決権割合の約94.5%に当たる普通株式及び債権を取得していました。

その後、再生支援決定から約2年が経過し、寿工業株式会社（新会社）は、事業再生計画に基づく各種施策を着実に実施し、一定の成果が見られることから、機構が保有する債権について弁済受領することを決定するに至りました。

なお、本決定を受けて、本日、債権の弁済受領が完了しました。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持、改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上